

# 若者就労支援の課題と展望

## —「境界」にいる若年無業者たち—



東京未来大学教授 石坂 督規



発行所  
三重県地方自治研究センター  
三重県津市栄町2丁目361番地  
(一助)三重県地方自治労働文化センター内  
TEL059-227-3298  
FAX059-227-3116  
<http://www.mie-jichiken.jp/>  
info@mie-jichiken.jp

### 不安定化する 若年雇用

ニート・ひきこもりなど若年無業者への支援にかかわる問題は、もろろすでに過去の問題であるという考え方があふれている。無業者はもろろ、新卒、中高年、正規・非正規にかかわらずあらゆる人々の職が不安定化し、現在でも、正社員への就職率は低迷を続けている。つまり、キャリアをもつた若者、バリバリの働き盛りの者ですら、安定した仕事にありつきづらいつつ、不安定化している。「働かない」という今、「働けない」「働かぬ」若者の支援をしている余裕はない。まして企業にとっては、存続の危機という状況下で、無職の若者をゆつくりと時間をかけて育てていく時間も、金もない。ここ数年の景気の低迷が、無業の若者をとりまく環境を激変させ、また「大人たち」の彼らを見る目も激変させてしまった。個人的な経験からいえば、運良く就職できた若者と就職できない若者との間にそう大きな能力の差があるとは思えないが、社会は、就職できた、あるいは就職している若者を「一

人前」とみなし、就職できない、あるいは就職していない若者を「半人前」「未熟者」とみなす。「大人たち」も、就職していない若者に対して激しい非難を浴びせる。教育機関も、企業も、そうした非難をかわそうと、より多くの若者を「一人前」にしよとさまざまな努力を試みている。

しかし、実態はどうだろうか。正社員になれない若者があふれ、親からの支援なくしては生活もままならない若者が多数存在する。教育機関や企業、そして行政が熱心に若者支援に取り組んでも、一定数の無業者や就業不安定者がうまれ、またそのうち何割かがニート・ひきこもりになつていく。こうした現状はこの十年來、そう大きく変わっていない。若年無業者支援がすでに過去の問題となりつつあるというのも、一つには、これまでの支援の成果が目に見えない変化となつてあらわれていないということによるのかもしれない。それではなぜ、支援の成果があらわれないか。もちろん、ニートやひきこもりの就業支援や教育訓練は、そのもの自体、即効性のあるものではないわけだが、あえてここでは、二つの点を課題として指摘しておきたい。

### 「自己責任」論を 押しつける「大人たち」

一つは、「大人たち」の考え方による。かつて三重県が実施した県内

企業の採用担当者向けアンケートの回答者にみられた意見として、無業になった原因を「若者自身」に求めるものが多数あった。つまり、無業になったのは「自己責任」であるという論理である。

確かに、就業に際してこういった面があることは否定できない。しかし、半数以上の者が「本人原因説」に依拠していること、また（回答の中で）無職でいる若者に対して多数の叱咤、批判の文言が記述されていることなどは、おそらく若者の就業や生活をとりにくく実態が十分に理解されていないことが影響しているのではないかと考えられる。「大人たち」の多くがこうした「自己責任」論に依拠しているかぎり、若年無業者支援を、国として、また地域の中で、包括的、体系的に進めていくことは難しいといわざるをえない。こうした考えをもつ者は、少なからず「障害をもつ者や家庭の貧困等によってキャリアを積み上げることができなかった者であれば、福祉的なサポートによる救済が必要である」とは理解できるが、そうでない若者たちの就業支援を、なぜ国や自治体がしなければならぬのか」といった疑問をもっているはずである。

しかし、多くの無業者を生み出すに至った原因、背景はさまざまである。彼らを生み出した背景には、緊密すぎる親子関係、自立を削ぐ学校教育、現行のキャリア教育の不備等、他にもさまざまな原因が想定で

きるが、どのケースにおいても、本人のみにその原因があるとも言いがたい。むしろ、企業や学校に原因がある場合も決して少ないことではない。いまは、そうした原因を一つ一つ検証しながら、支援のあり方を再構築していくことが求められている。

### 「働かない」若者、 「働けない」若者

三重県には、若年無業者がおよそ八千人、フリーターが三万人いるといわれている。その多くが、二〇代後半から三〇代にかけての若者、いわゆる団塊ジュニア以降の世代である。この世代は、九〇年代前半のバブル崩壊の余波、近年ではリーマンショックの影響を受け、新卒時に満足な就職ができなかった世代である。これら無業者たちを、企業も積極的に採用してみてはどうか。

たしかに企業は、これまで新卒以外の若者についてあまり大きな関心をもたずにいた。それは、一つには、若年無業者について、ネガティブなイメージを抱いていたからにほかならない。「ニート」という語のもつネガティブなニュアンスのみが先行し、「ニート」＝「働かない」もしくは「働きたくない」若者、という「固定化されたイメージ」が流布している。「働きたくても働けない」潜在的な求職者や一時的な休職者にとってみれば、こうしたネガティブ・イ

メージが広まることによって、ますます窮屈な思いをせざるをえなくなってしまう。若者の雇用をめぐっては近年、おおむね良好との指摘がなされるなか、若年無業者（もしくはそうした経験のある若者）をとりまく雇用環境は、依然、厳しいものがある。とくに、年齢（二五歳くらいまで）や職歴・経歴を採用要件として優先する企業が多いことが、無業者やフリーターの再就職の大きな壁となっているとも思われる。

さらに新卒者の数は限られており、仮に、若者の県外流出をある程度阻止したとしても、県内の若年雇用の需要を埋めることは難しい。このままいくと、今後数年間は多くの企業が人材難に陥る可能性が高いと思われる。そうした場合、企業は、これまでの新卒中心の採用戦略を大きく見直し、中途採用枠の拡大が求められる。

無業者やフリーターの中にも、総合力では基準に満たなくとも、ある一つのことに秀でた者や特別なスキルを身につけている者、さらには無業であった期間に（普通の社会人にはできないような）さまざまな経験を積んだ者もいる。こうした者たちを戦力として再評価してもよいのではないだろうか。

いづれにしても、社会全体が、支援に対して積極的になれない背景には、「大人たち」の若者を見る目の「厳しさ」、若者自身に「無業である」ことの責任を押しつけるかのような

昨今の風潮に象徴されている。「働かない若者が悪い」と断定してしまう前に、「働かない」「働けない」原因はどこにあるのか。また、若者たちが何を考え、何をしたいと思っているのか。現代の若者の意識の変化を冷静にとらえ、時間をかけて若者たちと接していく「気持ちの余裕」が、いま企業に、そして「大人たち」には求められている。

### 学校を離れると激減する 就労支援の窓口

そして二つ目には、組織と組織との連携、協働がとりづらいい、あるいはうまくとれていなかった点にある。

若者が無業となる場合、①学校時代から不登校、ひきこもりとなりそのまま無業となるケース、②学校は何とか卒業したものの就職できないケース、③就職はしたが離職しそのまま無業でいるケース、などいくつかのパターンがある。これらの多くに共通することは、卒業（もしくは中退）した学校からも、そして離職した企業からも、就業に向けた支援をほとんど受けていないという点である。確かに、日本の若者の就業支援の場合、在学中は、高校や大学がさまざまな支援をしてくれる。進路指導の教員やキャリアセンターの職員などができるし、場合によっては、就職先も紹介してもらえらる。ま

た、世間も高校生や大学生の就職難に対しては同情的で、「何とかしてあげたい」という気持ちになりがちである。つまり学生や生徒に対しては、さまざまな支援ツールが用意され、世論の後押しもある。

しかし、いったん学校を離れてしまふと、とたんに就職が厳しく、高いハードルとなる。「大人たち」からは「何で卒業してすぐに働かないのか」「何で仕事を辞めたのか」など、「学校から会社へ」というレールをスムーズに通ってこなかったことを執拗に問いただされ、そのうえ、頼るべき支援の「窓口」が極端に少なくなり、どこにどう頼っていいのかすらわからなくなる。おそらくは、無業者にとつてもつとも遠く、なじみのない行政（ならびにその関係団体）がその相談相手ということになるのだが、そこまで到達できる若者はごく少数であろうと思われる。大半の若者は、さしたる支援を受けることなく、就職や自立に向けて孤独な戦いを余儀なくされている。組織のはざままで身動きがとれず、就業に向けた第一歩がふみ出せずにいる若者も、けつして少なくないはずである。若年無業者への支援とは、こうした学校と会社のいわば「境界」に位置する無業の若者を、就業に結びつけるための支援であるといつてよい。





# 「境界」に生きる 若年無業者たち

しかし現実的に「境界」人としての彼らを、既存の支援組織や団体が単独で支援するには限界がある。学校の支援は在学者に限られるし、企業も辞めた者を支援する余裕はない。行政にしても、国と地方、あるいは教育、医療、福祉、雇用など組織や部局の壁が立ちはだかり、包括的な支援がとりづらい。若年無業者の支援は、こうした組織や団体の枠組みに翻弄され、これまで長い間、有効な手が打たれずにきた。

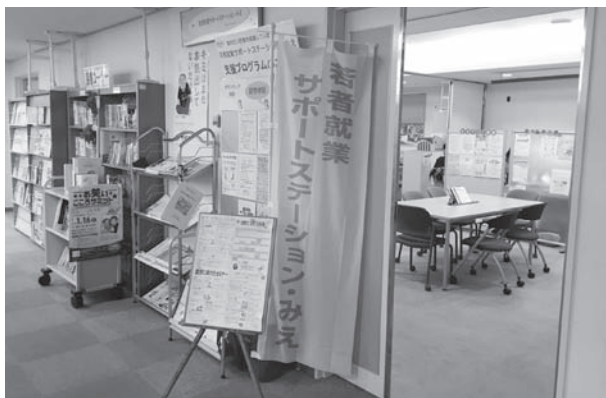
また、一般就労に定着するまでのスキルや技能を有さない軽度の障害を持った者たちも、福祉的就労と一般就労とのあいだで揺れ動く「境界」人であって、こうした若者たちも、これまでなかなか組織的支援を受けられなかった者たちであるといつてよい。

本来、これら「境界」に位置する者たちにこそ、NPOなどをも含むさまざまな団体や組織とが連携し、組織や部局間の壁をこえた支援の窓口が必要だったはずである。スキルを習得するための就業訓練の機会の提供、そして企業側の採用要件の緩和、多様な就労機会の提供などによって「就職への道」は大きくひらけることになる。彼らには、「意欲がない」「能力がない」という表現はふさわしくない。むしろ、若年

無業者の多くが、社会構造ないし就業構造のひずみによって生み出された「犠牲者」といったほうがよいのかもしれない。

# 広がる若者就労支援の ネットワーク

四箇所のサポートステーション（サポステ）の敷設、そして若者就労支援ネットワークの構築など、十年以上にわたる三重県の取組は、若年無業者支援を、一部の組織・団体による「単独」型支援から、さまざまな組織・団体が有機的に連携、協働して行われる「ネットワーク」型支援へと転換させる契機となったという点で画期的であった。自治体と



津市の若者就業サポートステーション・みえ

## 第1回 地域自治組織と自治体の在り方研究会 開催

当センターでは、行政と住民による協働の仕組みの一つとして、全国で導入が進む「地域自治組織」制度に着目し、県内自治体の地域自治組織に関する取組のさらなる発展に寄与することを目的とした「地域自治組織と自治体の在り方研究会」を設立しました。座長には、四日市大学総合政策学部の岩崎恭典教授を迎え、11自治体の職員の方に研究メンバーとしてご参加いただくことになりました。

そして、去る平成27年12月7日(月)に、第1回研究会を開催いたしました。第1回では、地域自治組織をめぐる歴史的背景について、岩崎教授からご講話いただいた後、地域自治組織を導入することの意義や、よりよい制度とするために検討しなければならない課題等について意見を交わしました。

今後は、研究メンバーの出身自治体や先進自治体における取組の検証、地域自治組織をめぐる課題の検討を行いながら、さらに議論を進めていきます。

(主任研究員・佐々木)



しても、今後、「境界」に位置する無業者たちの就労支援を目的としたこうした取組やネットワークをさらに発展させ、学校、企業、行政、NPO、そして家庭や地域コミュニティをも巻き込む包括的な支援体制づくりを行っていくことが求められるだろう。

まや国内各地で、さまざまな組織、団体、個人の協力の下で支援の「輪」が生まれてきている。若者支援は組織間の連携なくしてはありえない。役場、学校、そして企業やNPO、経済団体などとともに確固たる支援の「輪」をつくることのできるのか。地域における若者支援のネットワークづくりに期待したい。

# 「就労困難者の 雇用創出プロジェクト」 発足記念講演会のご案内

就労上における障がいを抱えているにも関わらず、障害者手帳交付の対象から外れ、法的助成を受けられないために、就職や仕事の継続の面で大きな困難に直面している若者が増えています。三重県地方自治研究センターでは、こうした方がいきいきと働き、自立した生活を送るための雇用モデルの構築を目的に、学識者、支援団体等で構成する「就労困難者の雇用創出プロジェクト」を発足することとなりました。

今回はプロジェクト発足記念として、また三重県の就労困難者を取り巻く状況や課題を知り、考えるためのきっかけとして講演会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

『若者が働き、自立できる社会を目指して』

講師：石坂督規（東京未来大学教授）  
日時：13時半～14時半  
場所：三重県地方自治労働文化センター  
4F 大会議室

※詳細は下記を参照してください

## 就労困難者の雇用創出プロジェクト 発足記念講演会

# 『若者が働き、 自立できる社会を目指して』

講師

いしざか とくのり  
**石坂 督規氏**

### 【講師プロフィール】

東京未来大学モチベーション行動科学部教授。1970年、東京都生まれ。広島大学大学院修了後、三重大学講師、准教授を経て現職。専攻は社会学。三重大学在職中はキャリア支援センター長を兼任。現在、みえ若者就労支援ネットワーク運営委員。これまで多くの自治体で、若者就労支援、男女共同参画、NPO支援、地域づくりなどの各種審議会、委員会の委員を務める。著書に『ニートを救う地域のネットワーク力』など。

**とき** 2016年2月23日(火)  
受付 13:00 講演 13:30～14:30

**ところ** 三重県地方自治労働文化センター 4階 大会議室

参加費 無料  
参加申込 参加ご希望の方は、①団体名②所属  
③氏名④連絡先(電話番号)⑤人数を  
FAX または TEL、E-Mail にて三重  
県地方自治研究センターまで申し  
込みください。

申込締切 2016年2月19日(金)まで  
主 催 三重県地方自治研究センター  
TEL 059-227-3298  
FAX 059-227-3116  
E-mail : info@mie-jichiken.jp

